

# 住民税が課税されない人(令和8年度課税分)

## 《均等割も所得割もかからない人》

- ① 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親で、  
前年中の合計所得金額が135万円以下の人。
- ② 生活保護によって生活扶助を受けている人

均等割 非課税限度額算定表	前年中の合計所得金額	扶養人数
	380,000円	0人
	828,000円	1人
	1,108,000円	2人
	1,388,000円	3人
	1,668,000円	4人
	1,948,000円	5人
《計算式》	280,000円 × (扶養人数+1) + 100,000円 + 168,000円 ※令和3年度より+100,000円 (+168,000円は扶養人数がある場合のみ)	

所得割 非課税限度額算定表	前年中の総所得金額等	扶養人数
	450,000円	0人
	1,120,000円	1人
	1,470,000円	2人
	1,820,000円	3人
	2,170,000円	4人
	2,520,000円	5人
《計算式》	350,000円 × (扶養人数+1) + 100,000円 + 320,000円 ※令和3年度より+100,000円 (+320,000円は扶養人数がある場合のみ)	